

新潟国際情報大学F D（ファカルティ・ディベロップメント）・中期計画推進委員会規程

（設置）

第1条 新潟国際情報大学（以下「本学」という。）に新潟国際情報大学F D（ファカルティ・ディベロップメント）・中期計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目的）

第2条 本学における教育の資質向上を図るため、組織的に取り組む活動（以下「F D」という。）及び中期計画を推進することを目的とする。

（業務）

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を審議し、F D及び中期計画を推進するための活動を行う。

- (1) F D推進のための企画及び実施に関すること。
- (2) F Dに関する報告書等の作成に関すること。
- (3) F Dに関する調査・研究に関すること。
- (4) 教育内容及び教育環境の改善に関すること。
- (5) 教育技法の改善・向上のための具体的活動に関すること。
- (6) 学生による授業評価の実施・結果公表と授業の改善に関すること。
- (7) 教員の資質開発を図るための組織的な研修に関すること。
- (8) その他F Dの推進に関すること。
- (9) 中期計画の実施・推進に関すること。

2 委員会は、前条の目的を達成するため、必要に応じてS D委員会（新潟国際情報大学スタッフ・ディベロップメント委員会）との連携を図る。

（組織）

第4条 委員会は、学長が指名する本学の専任教職員若干名をもって組織する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第6条 委員会に委員長を置き、学長の指名に基づき理事長が委嘱する。

2 委員長は、委員会を招集しその議長となる。

3 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名する委員が職務を代行する。

（議事）

第7条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第8条 委員長が必要と認める時は、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（事務）

第9条 委員会の事務は、企画推進課において処理する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、協議会ならびに全学教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月29日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年6月10日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。